

高松市景観計画改定業務委託  
仕様書

高松市  
都市整備局都市計画課

## 1 総則

### (1) 業務概要

- ア 業務名 高松市景観計画改定業務委託
- イ 業務場所 高松市サンポート外4町 地内
- ウ 業務期間 契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで

### (2) 業務目的

本業務は、今後のサンポート高松周辺地区及び玉藻公園周辺地区における良好な景観の形成に資するため、高松市景観計画を改定し、きめ細やかな建築物や屋外広告物等の規制、誘導を図る景観形成重点地区への指定、シーフロントエリアにふさわしい景観形成に向けてのルールづくり、交流人口の拡大につながる中心市街地の夜間景観ガイドラインなどについて取りまとめることを目的とする。

### (3) 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市調査職員の承認を受けなければならない。

- ア 着手届
- イ 管理技術者届
- ウ 職務分担表
- エ 工程表
- オ 完了届
- カ 納品書
- キ 請求書

### (4) 管理技術者及び技術者

受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。管理技術者は、次に定める資格のいずれかを有する者とする。管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

- ア 技術士：総合技術監理部門（「建設—都市及び地方計画」に限る。）
- イ 技術士：建設部門（「都市及び地方計画」に限る。）
- ウ R C C M：「都市計画及び地方計画」部門に限る。ただし、「登録証」の交付を受けていること。

**(5) 業務の完了**

本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査を持って、業務完了とする。

**(6) 法令等の遵守**

受注者は、事業の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

**(7) 中立性の堅持**

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持しなければならない。

**(8) 業務の委任**

本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、「2 業務内容」に示すものである。

**(9) 業務の補償**

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

**(10) 損害賠償**

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

**(11) 諸手続**

本業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。なお、手続において費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

**(12) 参考資料の貸与**

発注者は、事業の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続によって貸与するが、受注者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。

また、業務完了後、速やかに発注者へ貸与された資料を返納するものとし、破損並びに滅失、盗難等のないように慎重に取扱わなければならない。

### (13) 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した場合は、著作権侵害等の問題を生じないように、然るべき手続を踏んだ上でその文献名又は資料名等を明記すること。

### (14) 不当要求行為排除

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

### (15) 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(オ) 以外は法定事項である。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ (ア) から (オ) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

#### (16) 市の内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

#### (17) 「業務に関し不正又は不誠実な行為」に該当する行為を例示する告示の公表

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為</li><li>(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反</li><li>(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与</li></ul> |
|---|

**(18) 成果品の帰属**

本業務の成果品（委託業務の履行の過程で作成された資料・記録等を含む。）は全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく成果品等を公表又は貸与してはならない。

**(19) 疑義の解釈**

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

## 2 業務内容

### (1) 業務の構成

業務の内容は次のとおりとし、その内容は以下で定める。

- ア 基礎調査及び現地踏査
- イ サンポート高松周辺地区の景観形成重点地区の追加検討
- ウ 玉藻公園周辺地区の景観形成重点地区の追加検討
- エ 中心市街地の夜間景観ガイドラインの作成
- オ 審議会及びパブリックコメントの運営支援
- カ 高松市景観計画の改定
- キ 打合せ
- ク 報告書作成

### (2) 基礎調査及び現地踏査

基礎調査では、サンポート高松周辺地区の景観概況の把握、景観特性と課題の整理を行う。また、他都市での事例等を調査し、サンポート高松周辺地区の景観形成の方策の資料として取りまとめる。

現地踏査では、まちなみや海上からの景色を撮影するため、船をチャーターしたり、ドローンを用いたりして様々な角度からサンポート高松周辺地区を撮影する。サンポート高松周辺地区が県立アリーナや駅ビルなどの大規模開発行為が行われていることから、将来像も勘案し、景観を構成する魅せるべき要素と景観を損ねる規制すべき要素を調査、分析し、分別する。また、歩行者動線及び海上からの当該地区の良好な景観形成のための検討を行うとともに、照明の状況を整理し、当該地区の優位点、劣位点を整理する。

### (3) サンポート高松周辺地区の景観形成重点地区の追加検討

サンポート高松周辺地区の将来的な方向性及び関連計画、基礎調査及び現地踏査を踏襲して景観形成の目標、方針を設定する。

また、サンポート高松周辺地区は、多面的な特性を有する地域であることから、地域の特徴に即した適切な景観形成基準等の区域の範囲の設定を行い、当該地区に適した景観形成基準、届出対象行為、規模の検討を行う。

### (4) 玉藻公園周辺地区の景観形成重点地区の追加検討

玉藻公園周辺地区の将来的な方向性及び関連計画、基礎調査及び現地踏査を踏襲して景観形成の目標、方針を設定する。

また、玉藻公園周辺地区は、JR高松駅に近接した主要観光地であり、重要文化財である月見櫓、披雲閣があることから、周辺環境との調和、公開空地の確保など快適な歩

行空間の創出、必要な屋外広告物の色彩規制等を勘案し、地域の特徴に即した適切な景観形成基準等の区域の範囲の設定を行い、当該地区に適した景観形成基準、届出対象行為、規模の検討を行う。

#### (5) 中心市街地の夜間景観ガイドラインの作成

夜間景観ガイドラインの作成に当たっては、夜間の良好な景観を形成するためのガイドラインを作成する。夜間景観ガイドラインでは、主要な歩行者の動線（将来の動線を含む）、歩行者の視線を把握し、中心市街地の良好な景観形成のための在るべき姿を取りまとめるとともに、景観空間特性に応じた照明計画や特色を表す光を検討し取りまとめる。

#### (6) 審議会及びパブリックコメントの運営支援

審議会に必要な会議資料の作成支援、審議会への出席及び会議記録の作成を行う。審議会の開催回数は計4回を予定している。

また、パブリックコメントを実施するための資料作成、進行補助及び実施結果の取りまとめを行う。

#### (7) 高松市景観計画の改定

(2)～(6)の内容を整理し、高松市景観計画を改定する。改定にあたり、発注者は、受注者へ既存の高松市景観計画のデータをMicrosoft Word形式で提供する。

なお、高松市景観計画の図書の作成にあたっては、市民及び事業者にとって身近な計画となるよう、まちなみのイメージのイラストや写真等を掲載する。

#### (8) 打合せ

受注者は、常に発注者と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。打合せを行った際は、受注者が打合せ協議記録を2通作成し、発注者と受注者が内容を確認のうえ、各々保管する。

#### (9) 報告書作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。



### 3 成果品

#### (1) 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

項目	部数	仕様
① 報告書	2 部	(A4)両面印刷
② サンポート高松周辺 夜間景観ガイドライン	100 部	現在計画8頁(A3二つ折り) 両面カラー印刷
③ 高松市景観計画 冊子	50 部	現在計画88頁(A4)両面カラー印刷 表紙 片面カラー印刷
④ 高松市景観計画 冊子 (概要版)	250 部	現在計画8頁(A3二つ折り) 両面カラー印刷
⑤ 高松市屋外広告物ガイドライン	250 部	12頁(A3二つ折り3枚) 両面カラー印刷
⑥ 高松市美しいまちづくり基本計画 冊子	25 部	88頁(A4)両面カラー印刷 表紙 片面カラー印刷
⑦ 高松市美しいまちづくり基本計画 冊子(概要版)	100 部	4頁(A3二つ折り1枚) 両面カラー印刷
⑧ 写真データ	30 枚	
⑨ 電子媒体	一式	①～⑦の電子データ及び本業務で 撮影した写真データ
⑩ その他、発注者が指示するもの	一式	

#### (2) 成果品の審査

受注者は、業務完了前に発注者の成果品の審査を受けなければならない。また、受注者は、成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### (3) 納入場所

報告書等の納入場所は高松市都市整備局都市計画課とする。

#### (4) 納入形態

報告書等は紙媒体及び電子媒体(CD-R等)とする。電子媒体は最新のウイルスセキュリティソフトで検査したものを納入すること。電子媒体での提供が困難な場合は別途協議を行うこと。